

監査基準新旧対照表

項目	改訂案	現行
第一 監査の目的	(略)	(略)
第二 一般基準	(略)	(略)
第三 実施基準 一 基本原則	<p>1、2 (略)</p> <p>3 監査人は、自己の意見を形成するに足る合理的な基礎を得るために、経営者が提示する財務諸表項目に対して、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等の監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>1、2 (略)</p> <p>3 監査人は、自己の意見を形成するに足る合理的な基礎を得るために、経営者が提示する財務諸表項目に対して、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等の監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>4. (略)</p>
二 ~ 四	(略)	(略)
第四 報告基準 一 基本原則	(略)	<p>1 監査人は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適</p>

項目	改訂案	現行
		正に表示しているかどうかについて意見を表明しなければならない。
	(略)	2 監査人は、財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示されているかどうかの判断に当たっては、経営者が採用した会計方針が、企業会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。
	3 監査人は、監査意見の表明に当たっては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で、自己の意見を形成するに足る基礎を得なければならない。	3 監査人は、監査意見の表明に当たっては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で、自己の意見を形成するに足る <u>合理的な</u> 基礎を得なければならない。
	4 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、自己の意見を形成するに足る基礎を得られないときは、意見を表明してはならない。	4 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、自己の意見を形成するに足る <u>合理的な</u> 基礎を得られないときは、意見を表明してはならない。
	(略)	5 監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が

項目	改訂案	現行
		<p>一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。</p>
<p>二 監査報告書の記載区分</p>	<p>1 監査人は、監査報告書において、監査の対象、経営者の責任、監査人の責任、監査人の意見を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には、その旨を監査報告書に記載しなければならない。</p>	<p>1 監査人は、監査報告書において、監査の対象、実施した監査の概要及び財務諸表に対する意見を明瞭かつ簡潔に記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には、その旨を監査報告書に記載しなければならない。</p>
	<p>2 監査人は、<u>財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び財務諸表の表示が適正であると判断し、その判断に関して説明を付す必要がある事項を監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならない。</u></p>	<p>2 監査人は、<u>財務諸表の表示が適正であると判断し、その判断に関して説明を付す必要がある事項及び財務諸表の記載について強調する必要がある事項を監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならない。</u></p>
<p>三 無限定適正意見の記載事項</p>	<p>(略)</p>	<p>監査人は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー</p>

項目	改訂案	現行
		<p>の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。この場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p>
	<p>(1) 監査の対象 <u>監査対象とした財務諸表の範囲</u></p>	<p>(1) 監査の対象 <u>監査対象とした財務諸表の範囲、財務諸表の作成責任は経営者にあること、監査人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあること</u></p>
	<p>(2) 経営者の責任 <u>財務諸表の作成責任は経営者にあること、財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること</u></p> <p>(3) 監査人の責任 <u>監査人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあること</u> 一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行ったこと、監査の基準は監査人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの</p>	<p>(新設)</p> <p>(2) 実施した監査の概要 一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行ったこと、監査の基準は監査人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること、<u>監査は試査を基礎として行われていること</u>、監査は経</p>

項目	改訂案	現行
	<p>合理的な保証を得ることを求めていること、<u>監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと</u>、監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討していること、<u>監査手続の選択及び適用は監査人の判断によること</u>、<u>財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないこと</u>、<u>監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること</u></p>	<p>営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討していること、<u>監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たこと</u></p>
	<p><u>(4) 監査人の意見</u> 経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められること</p>	<p><u>(3) 財務諸表に対する意見</u> 経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められること</p>
<p>四 意見に関する除外</p>	<p>1 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、<u>その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるも</u></p>	<p>1 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、<u>無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表</u></p>

項目	改訂案	現行
	<p>の<u>の、その影響が財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。</u></p>	<p>を全体として虚偽の表示に当たるとするほどには<u>重要でない</u>と判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、<u>財務諸表に対する意見において、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。</u></p>
	<p>2 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものが<u>あり、その影響が財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、財務諸表が不適正であるとした理由を記載しなければならない。</u></p>	<p>2 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して著しく不適切なものが<u>あり、財務諸表が全体として虚偽の表示に当たると判断した場合には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、財務諸表に対する意見において、財務諸表が不適正である旨及びその理由を記載しなければならない。</u></p>
<p>五 監査範囲の制約</p>	<p>1 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表<u>全体</u>に対する意見表明ができないほど<u>全体にわたって</u><u>ではない</u>と判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、<u>別に区分を設けて、実施できなかった</u></p>	<p>1 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表に対する意見表明ができないほどには<u>重要でない</u>と判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、<u>実施した監査の概要において実施できなかった監</u></p>

項目	改訂案	現行
	<p>た<u>監査手続及び当該事実が影響する事項</u>を記載しなければならない。</p>	<p><u>査手続を記載し、財務諸表に対する意見</u>において当該事実が影響する事項を記載しなければならない。</p>
	<p>2 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表<u>全体</u>に対する<u>意見表明のための基礎</u>を得ることができなかつたときには、意見を表明してはならない。この場合には、<u>別に区分を設けて</u>、財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。</p>	<p>2 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表に対する<u>意見表明のための合理的な基礎</u>を得ることができなかつたときには、意見を表明してはならない。この場合には、財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。</p>
	(略)	<p>3 監査人は、他の監査人が実施した監査の重要な事項について、その監査の結果を利用できないと判断したときに、更に当該事項について、重要な監査手続を追加して実施できなかった場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。</p>
	(略)	<p>4 監査人は、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明ができるか否かを慎重に判断しなけ</p>

項目	改訂案	現行
		ればならない。
六 継続企業の前提	(略)	1 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に追記しなければならない。
	(略)	2 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていないと判断したときには、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか、又は、財務諸表が不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。
	(略)	3 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して経営者が評価及び対応策を示さないときには、継続企業の前

項目	改訂案	現行
		<p>提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめる十分かつ適切な監査証拠を入手できないことがあるため、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。</p>
	(略)	<p>4 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、継続企業を前提とした財務諸表については不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。</p>
七 追記情報	<p>監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明することが<u>相当と判断した事項は、監査報告書にそれらを区分した上で、情報として追記するものとする。</u></p>	<p>監査人は、次に掲げる事項その他説明又は強調することが<u>相当と判断した事項は、監査報告書に情報として追記するものとする。</u></p>
	(1) <u>正当な理由による</u> 会計方針の変更	(1) <u>正当な理由による</u> 会計方針の変更
	(略)	(2)重要な偶発事象
	(略)	(3)重要な後発事象
	(略)	(4)監査した財務諸表を含む開示書類における

項目	改訂案	現行
		当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違